

# 地域脱炭素化促進事業制度に関する 促進区域の県基準について

令和5年度第4回 宮城県再生可能エネルギー等・  
省エネルギー促進審議会資料

# 地域脱炭素化促進事業 (地球温暖化対策推進条法第2条)

事業者が行う再エネ発電施設の整備と併せて

- ① その他の地域の脱炭素化のための取組
  - ② 地域の環境保全のための取組
  - ③ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
- を行う事業

その内容が市町村実行計画に適合するとして、市町村の認定を受けた事業は、環境影響評価制度に基づく配慮書・概要書※手続きが省略される。

※概要書手続きの省略は、関係条例の改定後に適用

— 事業計画 (例) —

計画地：●●市△△地区 (○○m<sup>2</sup>)  
 施設の種類・規模：太陽光発電設備・■ ■ MW



- ① 地域の脱炭素化の取組
  - ・ 発電した再エネ電力を●●市の事業者へ供給
  - ・ 発電施設を活用した環境教育の実施 ・ EV充電設備の整備
- ② 地域の環境保全の取組
  - ・ 希少な動物について現地調査を行い、工期調整等の環境保全措置を実施
  - ・ 近隣施設への反射光による影響に配慮し、太陽光パネルの向きを調整
- ③ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
  - ・ 地元の雇用創出
  - ・ 耕作放棄地を活用して獣害対策を実施

市町村実行計画との適合状況を確認・・・

- ✓ 計画地が**促進区域内**
- ✓ 市の再エネ目標の実現に資する
- ✓ 環境保全や地域貢献に関する取組も市が再エネ事業に求める内容と一致

地域脱炭素化促進事業として  
**認定**します！  
 (地域と共生し、地域に裨益する再エネ事業が誘致できる！)



再エネ事業者、  
 実行計画により ・ 適地  
 ・ 再エネ事業に求める内容  
 など市町村の方針が可視化でき、事業の予見性が高まる！

合意形成の円滑化



市町村 **1**

# 市町村実行計画の策定

市町村は、協議会等地域のステークホルダーとともに市町村実行計画に定める温室効果ガス削減目標や再エネの導入目標等を踏まえ、地域脱炭素化促進事業の目標や、促進区域、事業者を求める取組の内容等を協議し、市町村実行計画に記載（努力目標）



－ 市町村実行計画－  
地域脱炭素化促進事業の目標  
地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（**促進区域**）  
施設の種類及び規模  
施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化事業の取組の内容  
（施設の整備と併せて事業者を求める事項）  
地域の環境の保全のための取組  
地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

## 促進区域

白地のエリアから、再エネ導入に問題のない適地を選定



## 県基準（考慮対象事項）として提示

促進区域を設定する際、環境の保全・防災の観点から考慮を求める事項

- ・緑地環境保全地域の自然環境の保全
- ・レッドリストに掲載される動物の生息環境の保全
- ・周辺施設への騒音や反射光による影響
- ・土砂災害や水害の発生への備え …等



県

# 市町村における促進区域の設定

## 促進区域設定時の県基準（考慮対象事項）への対応例

考慮対象事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
地域を特徴づける生態系への影響	緑地環境保全地域	県HP	当該区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
騒音による生活環境への影響	騒音に係る環境基準 環境基準類型に関する都市計画図	県HP 市町村HP 都市計画図	発電施設や設置物に囲いを設ける等の防音対策を講じること

市町村が、促進地域候補地や事業内容が考慮対象事項に該当するかを県HP等で確認

該当しない

(当該項目に関しては考慮不要)  
促進区域に設定可能

当該地を  
候補地から除外する

該当する

県基準で示す適正な配慮を「地域の環境保全のための取組」として市町村実行計画に位置付けることで、促進区域に設定可能

県基準に定める全ての考慮対象事項について確認・検討し、その結果を踏まえて、促進区域を設定

再エネ事業者が作成した事業計画において、「地域の環境保全のための取組」がなされることが確認できた場合に地域脱炭素化促進事業として認定

- 促進区域において県基準に基づき市町村が定めた環境保全のための取組がなされる事業が地域脱炭素化促進事業として認定される
- 認定された地域脱炭素化促進事業は、環境影響評価制度に基づく手続きが一部省略される
- 促進区域内で地域脱炭素化促進事業の認定を受けずに再エネ発電施設の整備を行うことは可能（県基準の適用対象外）

こうした制度の趣旨を踏まえ  
県基準（考慮対象事項）を設定

# 促進区域に係る県基準（考慮対象事項）の設定

## 【考え方】

- 考慮対象事項等は、環境影響評価法に基づく**配慮書手続**及び宮城県環境影響評価条例に基づく**事業計画概要書手続**に相当する**内容**とする。
- 上記に加え、**防災の観点から配慮が必要な事項**についても考慮対象事項とする。



## 【県基準の適用】

- 県基準を適用する施設は、国及び県の**環境影響評価制度の対象となる施設**
- 国及び県の環境影響評価制度の対象外となる施設については、全ての考慮対象事項等を「特例事項」とし、適用しない
- 配慮のための考え方として、国及び県の環境影響評価制度における環境保全措置に準じ、**環境影響を回避又は低減すること**を求める

# 促進区域に係る県基準（考慮対象事項等）の概要

## ➤ 県基準を適用する施設

対象区分	太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他
対象規模 (出力)	2万kW以上	0.5万kW以上	2.25万kW以上	0.75万kW以上	3万kW以上	適用しない (特例事項)
上記未満の規模：適用しない（特例事項）						

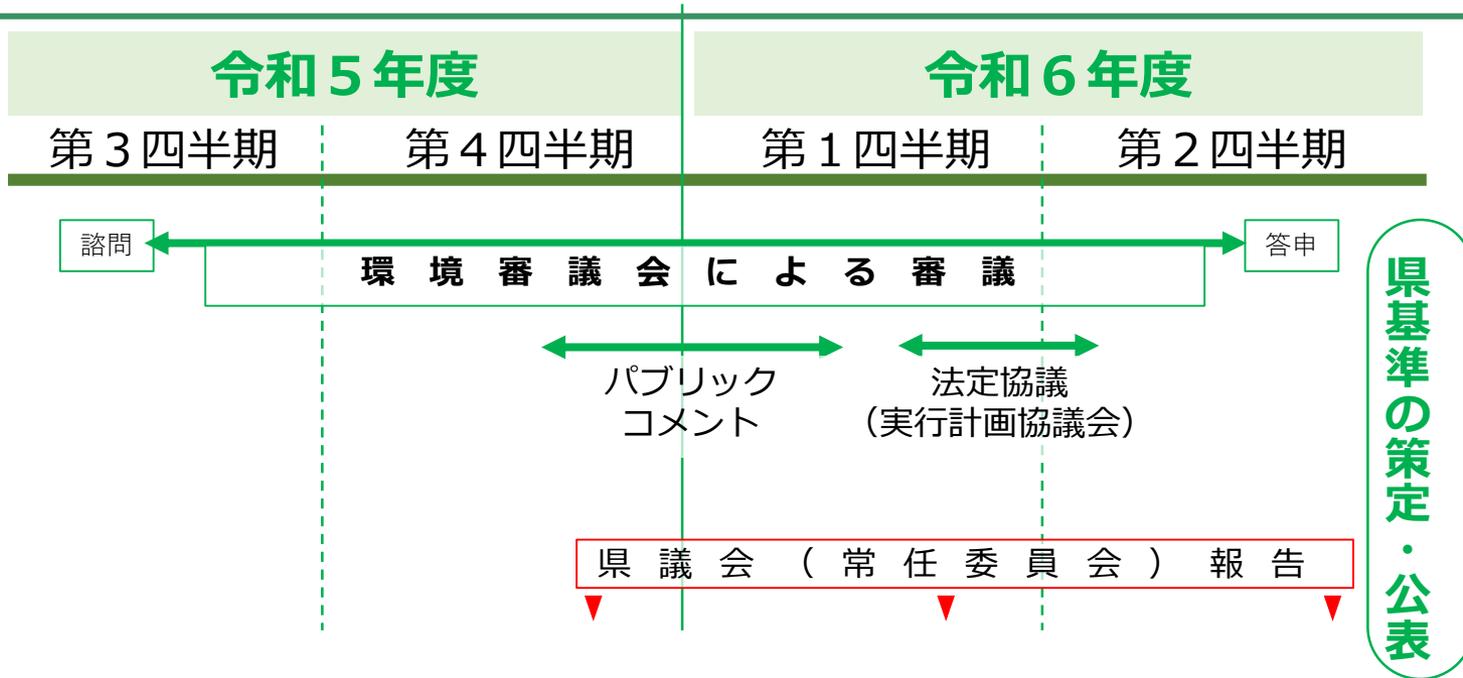
## ➤ 考慮対象事項等

	考慮対象事項	収集すべき情報等	配慮のための考え方
県基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全</li> <li>環境の自然的構成要素の良好な状態の保持</li> <li>人と自然との豊かな触れ合い</li> </ul> ※地球温暖化対策法施行規則第5条の5に規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響を受けやすい地域または対象               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 排出される汚染物質が滞留しやすい地域</li> <li>✓ 生活環境保全上の配慮が必要な地域等</li> <li>✓ 人為的な改変をほとんど受けていない自然環境等</li> </ul> </li> <li>環境保全及び防災の観点から法令で定める地域又は事項</li> <li>既に環境が悪化し、またはその恐れが著しく高い地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響が実行可能な範囲で回避又は低減されていること。</li> </ul>
(参考) 環境影響評価制度の規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全</li> <li>環境の自然的構成要素の良好な状態の保持</li> <li>人と自然との豊かな触れ合い</li> </ul> ※環境影響評価法第11条第4項「環境基本法第14条に掲げる事項の確保を旨として（中略）定める」	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響を受けやすい地域または対象               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 排出される汚染物質が滞留しやすい地域</li> <li>✓ 生活環境保全上の配慮が必要な地域等</li> <li>✓ 人為的な改変をほとんど受けていない自然環境等</li> </ul> </li> <li>環境保全_____の観点から法令で定める地域又は事項</li> <li>既に環境が悪化し、またはその恐れが著しく高い地域</li> </ul> ※環境省告示第87号	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響が実行可能な範囲で回避又は低減されていること。</li> </ul> ※環境省告示第87号

# 促進区域に係る県基準(考慮対象事項)案(抜粋)

促進区域の設定に 当たって考慮すべ き環境配慮事項 <sup>①</sup>	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びそ の収集方法 <sup>②</sup>		適正な配慮のための考え方 <sup>③</sup>
	収集すべき情報 <sup>④</sup>	収集方法 <sup>⑤</sup>	
動物の重要な種及 び注目すべき生息 地への影響 <sup>⑥</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全地域の特別地区以 外の地区<sup>⑦</sup></li> <li>・緑地環境保全地域<sup>⑧</sup></li> <li>・県指定野鳥の森、鳥類生息地<sup>⑨</sup></li> <li>・レッドリスト掲載種<sup>⑩</sup></li> <li>・自然環境保全基礎調査(動物)<sup>⑪</sup></li> <li>・国及び県指定鳥獣保護区の特別 保護地区以外の地区<sup>⑫</sup></li> <li>・風力発電における鳥類のセンシ ティブティマップ<sup>⑬</sup></li> <li>・IBA、マリーンIBA<sup>⑭</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県 HP<sup>⑮</sup></li> <li>・EADAS<sup>⑯</sup></li> <li>・県 HP<sup>⑰</sup></li> <li>・県 HP<sup>⑱</sup></li> <li>・環境省 HP、県 HP<sup>⑲</sup></li> <li>・EADAS<sup>⑳</sup></li> <li>・環境省 HP、県 HP<sup>㉑</sup></li> <li>・EADAS<sup>㉒</sup></li> <li>・自然環境調査 Web-GIS<sup>㉓</sup></li> <li>・日本野鳥の会 HP、EADAS<sup>㉔</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、保全に必要な措置<sup>※</sup>を講じること。<sup>①</sup></li> <li>※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状 況とその保全に必要な措置について専門家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す。<sup>②</sup></li> <li>●当該区域の変更を避け、又は変更面積をできる限り小さくした事業計画にすること。<sup>③</sup></li> <li>●発電施設の設置にあたり鳥類の主要な移動・渡りルート・集団繁殖地への設置を避ける、営 巣・繁殖期に工事を行わないなどの必要な対策や希少な動物種の生息環境への影響を考慮し た対策を講じること。<sup>④</sup></li> </ul>
植物の重要な種及 び重要な群落への 影響 <sup>⑥</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全地域の特別地区以 外の地区<sup>⑦</sup></li> <li>・緑地環境保全地域<sup>⑧</sup></li> <li>・レッドリスト掲載種<sup>⑩</sup></li> <li>・自然環境保全基礎調査(植物)<sup>⑪</sup></li> <li>・植生自然度の高い区域<sup>⑫</sup></li> <li>・特定植物群落<sup>⑬</sup></li> <li>・巨樹・巨木林<sup>⑭</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県 HP<sup>⑮</sup></li> <li>・EADAS<sup>⑯</sup></li> <li>・県 HP<sup>⑰</sup></li> <li>・環境省 HP、県 HP<sup>⑲</sup></li> <li>・EADAS<sup>⑳</sup></li> <li>・EADAS<sup>㉑</sup></li> <li>・EADAS<sup>㉒</sup></li> <li>・EADAS<sup>㉓</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、保全に必要な措置<sup>※</sup>を講じること。<sup>①</sup></li> <li>※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状 況とその保全に必要な措置について専門家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す。<sup>②</sup></li> <li>●植生自然度の高い区域において変更が避けられない場合、当該区域の変更面積をできる限り 小さくした事業計画とするなど、保全すべき植生に影響のない事業計画にすること。<sup>③</sup></li> <li>●特定植物群落及び巨樹・巨木林については、当該区域の変更を避け事業計画にすること。<sup>④</sup></li> </ul>
地域を特徴づける 生態系への影響 <sup>⑥</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県自然環境保全地域の特別地区 以外の地区<sup>⑦</sup></li> <li>・緑地環境保全地域<sup>⑧</sup></li> <li>・レッドリスト掲載種<sup>⑩</sup></li> <li>・自然環境保全基礎調査(生態系)<sup>⑪</sup></li> <li>・植生自然度の高い区域<sup>⑫</sup></li> <li>・自然再生の対象となる区域<sup>⑬</sup></li> <li>・重要湿地<sup>⑭</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県 HP<sup>⑮</sup></li> <li>・EADAS<sup>⑯</sup></li> <li>・県 HP<sup>⑰</sup></li> <li>・環境省 HP、県 HP<sup>⑲</sup></li> <li>・EADAS<sup>⑳</sup></li> <li>・EADAS<sup>㉑</sup></li> <li>・環境省 HP<sup>㉒</sup></li> <li>・EADAS<sup>㉓</sup></li> <li>・環境省 HP<sup>㉔</sup></li> <li>・EADAS<sup>㉕</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、保全に必要な措置<sup>※</sup>を講じること。<sup>①</sup></li> <li>※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする対象の現況とその保全に 必要な措置について専門家や関係機関等に聴取し、促進区域と合わせて示す。<sup>②</sup></li> <li>●当該区域の変更を避け、又は変更面積をできる限り小さくした事業計画にすること。<sup>③</sup></li> <li>●植生自然度の高い区域において変更が避けられない場合、当該区域の変更面積をできる限り 小さくした事業計画とするなど、希少な動植物種の生息・生育環境への影響を考慮した対策 を講じること。<sup>④</sup></li> </ul>

# 県基準策定までのスケジュール(案)



- 宮城県環境審議会における審議、パブリックコメント、県実行計画協議会との法定協議を経て、基準策定、公表を予定
- 本基準の審議に当たっては、再生可能エネルギーの導入促進に関する有識者に加え、環境影響評価に関する知見を有する方の意見が必要
- 再生可能エネルギー及び環境影響評価に関する有識者を環境審議会専門委員として委嘱し、専門委員の調査を踏まえ、環境審議会で審議する